

○事業進捗等中間ヒアリング資料

事業通番 2 児童虐待の防止

1. 事業進捗、課題等（内部評価：平成27年9月）

○進捗度 4：予定通り進行中

- ・市児童虐待対応マニュアル(平成27年4月改訂版)を市要保護児童対策協議会関係機関に配布し、児童虐待防止への対応について周知を図った。
- ・市要保護児童対策協議会代表者会議(平成27年8月)において、要保護児童等の支援に関して、必要な社会資源の発掘(把握)の目的と意義について、説明し、協力をお願いした。
- ・保育園、幼稚園現場で、児童虐待の疑われる事象が発見されることがあることから、対応等についての意見交換会を公立保育園長・主任等を対象に行う予定で調整中である。

2. 今後の取り組み、事業の方向性

今後の取り組み

- ・ 児童虐待防止、支援に必要な社会資源の取りまとめを行ないます。（取りまとめは、現在の要保護児童対策地域協議会構成機関の社会資源を中心に実施）
- ・ 関係機関向けに資質の向上のための専門研修会および児童虐待は人権侵害であることから、人権教育部門と連携した研修に取り組みます。

事業の方向性

- ・ 児童虐待の未然予防（虐待の芽をつみとる）として、アウトリーチ型支援（訪問型支援）の実施。
- ・ 「暴力や暴言を使わずに子育て」CSPプログラムの実践による子育て・まちづくりの実践
- ・ 要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）の効率的な運営。

3. 前回委員会での意見等

- ・ 県や関係機関とどのように情報共有はどのように行っているか。
- ・ 児童虐待の認識が広がっており、報告件数が増加していると理解したが、原因に対する市の対応はどうか。
- ・ 法制度の必要性はどうか。

事業通番 30 地産地消の推進

1. 事業進捗、課題等（内部評価：平成27年9月）

○進捗度 4：予定通り進行中

- ・「おいで野洲まるかじり協議会」については生産者等新委員へのヒアリングを終え、10月上旬に準備会を開催し、地産地消の推進についての新計画を検討する。
- ・水田における野菜の生産拡大については、新たに木部や高木などでキャベツの生産が始まった。
- ・学校給食における市内産野菜の利用促進について生産者の支援を行った。（平成26年度市内産野菜使用実績 28.8%（前年度より5.4%増））また、米粉加工品については利用した。

2. 今後の取り組み、事業の方向性

- ・ 10月13日「おいで野洲まるかじり協議会」準備会を開催
農林水産物の地産地消の推進について協議し、野洲市に在住の人及び訪れる人を対象に取組みを進めることを確認した。そして、食育ツアーや六次産業化の取組み等はすでに各生産者や団体で取組まれており、こうした取組みをつなぐ取組みを本協議会で行うことを決定。今年度は地産地消の情報をまとめたマップを作成する。
【マップの掲載内容】生産者、直売所、農業体験・・・
- ・ 次回、11月10日に総会を開催する予定
上記マップに掲載する内容等を検討予定。

今後は、生産者や飲食店等との連携した取組み（食育ツアー・料理教室等）ができるよう検討していく。

3. 前回委員会での意見等

- ・ 事業を周知するためには、ホームページ等の受身的なものだけではなく、facebook等で積極的な配信が必要。
- ・ すまいる市は規模的にも小さい。道の駅の整備や駅なかでの販売などの検討も必要。
- ・ 市内レストラン等で農産物を使った取組みも必要。
- ・ 学校給食は規格等の規制があり、生産者として対応が難しい。規格外のもの活用方法はないか。

事業通番 64 債権の管理体制及び手法の整備

1. 事業進捗、課題等（内部評価：平成27年9月）

○進捗度 3：着手したが予定より遅延

- ・「野洲市債権管理条例等運用連絡会議」を6月に設置し、実務的なルール作り等をその場で協議しています。9月末までには、概要を決定する予定でしたが、想定以上に上位法等の関係により一元化等が困難であることが判り、その調整等のため、現在、予定が1ヶ月程度、遅延しています。
- ・研修については、既に担当者レベルで債権管理について5月に開催し、10月には、市職員全体を対象に生活困窮者対応について実施する予定です。

2. 今後の取り組み、事業の方向性

(現況)

- ・ 11月現在においては、債権の移管基準等の策定後、その基準に従い個別の債権について関係所管課と移管に関し、協議を行っている状況です。
- ・ 市民生活相談課との生活困窮者対策（市職員対象）合同研修会は、10月14日に開催しております。

(今後)

- ・ 法的措置を行う債権については、12月～来年1月にかけて実施可能なように準備しています。
- ・ 放棄債権（私債権）については、12月中に各債権所管課との調整後、来年1月に債権管理審査会を開催し、債権放棄を決定する予定です。

3. 前回委員会での意見等

- ・ 制度が悪用される可能性も考えられる。債権放棄と生活再建との判断基準を設定することが大変難しいのではないか。
- ・ 情報を共有するには、個人情報の問題が課題になるが、クリアできるか。
- ・ 市民に対し、しっかりと説明が必要。
- ・ 納税の推進とあわせて就業支援も行うのか。